

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案に対する修正案

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条及び第十三条の改正規定並びに第十四条の改正規定を次のように改める。

第三条中「貸与」の下に「及び支給」を加える。

第十三条第一項第一号中「優れた」を削り、「貸与」の下に「及び支給」を加える。

第十四条を次のように改める。

(学資の貸与)

第十四条 前条第一項第一号に規定する学資として貸与する資金（以下「学資貸与金」という。）は、学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

2 学資貸与金は、無利息とする。

3 学資貸与金の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

4 機構は、学資貸与金の貸与に当たって、保証人の保証を求めてはならない。

5 前各項に定めるもののほか、学資貸与金の貸与に関し必要な事項は、政令で定める。

第十六条の改正規定中「第一種学資貸与金」を「学資貸与金」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第十七条を次のように改める。

(回収の業務の方法)

第十七条 機構は、返還すべき学資貸与金に係る延滞金を賦課してはならない。

2 機構は、学資貸与金の貸与であつてその返還が割賦の方法によるものを受けた者に対し、その割賦金の返還未済額のうち返還の期限の到来していない部分の額を一括して返還することを請求してはならない。

3 前二項に定めるもののほか、学資貸与金の回収の業務の方法については、文部科学省令で定める。

第十七条を改め、第三章中同条の次に四条を加える改正規定のうち『第十七条中「学資金」を「学資貸与金」に改め、第三章中同条』を「第三章中第十七条」に改め、第十七条の三を削り、第十七条の二第一項中「優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもの」を「学生等」に改め、「特に優れた者であつて」を削り、「極めて」を「著しく」に改め、同条を第十七条の三とし、同条の前に次の一条を加える。

(相談体制の整備)

第十七条の二 機構は、学資貸与金の貸与を受けた者が、学資貸与金の返還を円滑に行うことができるよう、学資貸与金の返還に関する相談又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備を行うものとする。

第二十二条の改正規定を次のように改める。

第二十二条第一項中「(第一種学資金に係るものに限る。)」を削り、同条第二項中「第一種学資金」を「学資貸与金」に改める。

第二十五条の改正規定中『又は第十七条』を「、第十七条又は第十七条の二第一項』を『第十四条第二項、第三項若しくは第五項又は第十七条』を「第十四条第一項、第十七条第三項又は第十七条の三第一項』に改める。

附則第十四条の改正規定を次のように改める。

附則第十四条第三項を削る。

附則第一条ただし書中「附則第三条」を「附則第四条」に改める。

附則第二条中「第十七条の二第一項」を「第十四条第一項、第十七条第三項又は第十七条の三第一項」に

改め、「施行の日」の下に「（以下「施行日」という。）」を加える。

附則第五条を附則第六条とする。

附則第四条中「この法律による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法」を「新法」に改め、同条を附則第五条とする。

附則第三条中「前条」を「前二条」に改め、同条を附則第四条とし、附則第二条の次に次の一条を加える。  
（経過措置）

第三条 施行日前にこの法律による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法（以下「旧法」という。）第十四条第二項又は第三項の規定により独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）がした貸与契約であつて、施行日においてその貸与の期間が終了していないものの相手方から政令で定める期間内に申出があつたときは、当該貸与の期間のうち施行日以後の期間における学資について、政令で定めるところにより、この法律による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法（以下「新法」という。）第十四条の規定による学資貸与金の貸与契約又は新法第十七条の三の規定による学資支給金の支給契約がされたものとみなして、新法の規定を適用する。

- 2 施行日前に旧法又は旧日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）により学資として貸与された資金（これに係る利息及び延滞金を含む。）については、施行日以後の期間に係る利息が生じないものとする。
- 3 機構は、施行日前に旧法又は旧日本育英会法により学資として貸与された資金の返還に関し、施行日以後、新たに保証人の保証を求めてはならない。
- 4 機構は、旧法又は旧日本育英会法による学資の貸与であつてその返還が割賦の方法によるものを施行日前に受けた者に対し、施行日以後、その割賦金の返還未済額のうち返還の期限の到来していない部分の額を一括して返還することを請求してはならない。
- 5 機構は、施行日前に旧法又は旧日本育英会法により学資として貸与された資金について、施行日以後の期間に係る延滞金を徴収してはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、施行日前に機構又は日本育英会がした貸与契約による学資の貸与及び貸与金の返還については、なお従前の例による。